

## 学校法人札幌国際大学公益通報者の保護に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）が、雇用している又は雇用していた教職員（非常勤講師・嘱託職員・臨時職員・派遣職員等を含む。以下「教職員」という。）からの法令違反行為等に係わる通報及び相談に対する、適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ると共に、公益通報者の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 公益通報とは、本学の教職員が本学の業務に従事する者について通報対象となる不正行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学公益通報窓口、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関、又は当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に、通報することをいう。

### (公益通報者保護責任者)

第3条 公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を学長とする。

### (公益通報窓口)

第4条 公益通報の受付窓口及び通報に関する相談窓口は総務課とする。

### (通報及び相談の方法)

第5条 通報及び相談の方法は、電話、ファクシミリ、電子メール、書面又は面談とする。

### (通報内容の検討)

第6条 通報を受け付けた場合、通報窓口はその内容について調査が必要であるか否かを保護責任者と協議し、その結果を通報者に通知する。

### (調査委員会)

第7条 前条で調査の必要があるとした場合、保護責任者は調査委員会を設置し、速やかに調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、通報内容について調査を実施することにより、通報対象事実の確認、把握等を行い、是正措置の必要性等の検討をおこなう。
- 3 調査委員会は、保護責任者を委員長とし、委員長が指名した本学教職員をもって組織する。なお、必要に応じ学外の関係者を加えることができるものとする。

(是正措置)

第 8 条 保護責任者は、前条の調査の結果、通報対象事実に基づき不正行為が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第 9 条 本学は、前条の不正行為が明らかになった場合は、当該不正行為に関与した者に対し、就業規則に基づき懲戒等の処分を行うことができる。

(通報者の保護)

第 10 条 本学は、通報を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。当該教職員の退職後も同様とする。

2 本学は、通報を行ったことが理由で、通報者の職場環境が悪化することの無いよう適切な措置を講じなければならない。

3 本学は、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚を含む）に対し、就業規則に基づき懲戒等必要な処分を課すことができる。

4 本学は、調査の結果、通報に係わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被通報者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 11 条 本学及び公益通報の処理に関する業務に携わる者は、通報及び相談の内容、並びに調査を開示してはならない。

2 本学は、正当な理由がなく前項の個人情報を開示した者に対し、就業規則に基づき懲戒等必要な処分を課すことができる。

(通知及び公表)

第 12 条 保護責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

2 通報対象事実及び是正措置等に関し、必要と認められる場合は適宜公表するものとする。

(不正の目的)

第 13 条 教職員は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的で通報を行ってはならない。

2 本学は前項の通報をおこなった者に対し、就業規則に基づき懲戒等必要な処分を行うことができる。

(事務局)

第 14 条 公益通報保護に関する所管は、総務課とする。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、公益通報保護に関し必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。